

老人クラブ等活動推進員設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、老人クラブ等活動推進員設置事業の円滑な運営を図るため、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会（以下「補助事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、別紙「老人クラブ等活動推進員設置運営要領」により、補助事業者が行う事業とする。

2 この補助金の交付額は、知事が定める額と次表に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定することとする。

| |
|--|
| 補助対象経費 |
| 老人クラブ等活動推進員の設置運営に必要な職員給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、需用費及び役務費 |

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 申請書の記載事項及び添付書類は様式第1号に記載のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(交付の決定)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 規則第6条の交付の条件は様式第2号に記載のとおりとする。

(交付の方法)

第4条の2 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、毎年度の補助対象事業の完了（補助対象事業の廃止等の承認を受けた場合を含む。）後60日以内とする。

3 報告書の記載事項及び添付書類は様式第3号に記載のとおりとし、その提出部数は1部とする。

（補助金額の確定）

第7条 規則第14条の通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（書類の整備等）

第8条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別紙

〔老人クラブ等活動推進員設置運営要領〕

1 目的

老人クラブ等活動推進員設置事業は、都道府県、指定都市の区域において、高齢者の社会参加を促進するための企画立案及び各種事業を行うとともに、市区町村老人クラブ連合会が行う活動の指導育成等のため、各都道府県、指定都市老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を設置し、もって高齢者の社会参加の促進と老連クラブ活動の充実と発展に寄与することを目的とする。

2 身分

老人クラブ等活動推進員は、都道府県又は指定都市老人クラブ連合会の職員とする。

3 職務

老人クラブ等活動推進員は、都道府県又は指定都市の区域において、高齢者の積極的な社会参加を促進するために、次の業務に従事するものとする。

- (1) 高齢者の社会参加を促進するための企画立案に関すること。
- (2) 社会奉仕活動等の調査研究に関すること。
- (3) 地域活動、教養活動及び健康活動の展開に関すること。
- (4) 市町村老人クラブ連合会の活動促進、育成指導に関すること。
- (5) 老人クラブ指導者研修会等の開催に関すること。
- (6) 老人クラブ活動事例等の調査及び紹介に関すること。
- (7) 各種催物に関すること。
- (8) その他高齢者能力開発情報センターへの協力等高齢者の福祉に関すること。

4 任用資格

- (1) 老人クラブ等活動推進員は、次の各号の要件を満たす者のうちから任用しなければならない。

ア 人格が高潔で、思慮が円熟し、身体が壮健である者

イ 高齢者の福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者

ウ 社会福祉又は社会教育に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

- (2) (1) に定める要件を満たす者を得られない場合には、(1) に定める要件と同程度の資格を有する者について、都道府知事又は指定都市市長と協議のうえ任用することができる。

様式第1号

年度老人クラブ等活動推進員設置事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
名称
代表者名

下記により、年度老人クラブ等活動推進員設置事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続きに関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 所要額調書(別紙1)
- 3 老人クラブ等活動推進員設置事業実施計画
- 4 歳入歳出予算書(抄本)

請 求 書

金 円

年度老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金の概算払い分として上記金額を支払われたく請求いたします。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

名 称

代 表 者 名

| | | |
|-------------------|-------|------|
| 下記の銀行口座に振り込んでください | | |
| 区 分 | 銀行 支店 | |
| | 普通NO | 当座NO |

債権者登録番号：

年度老人クラブ等活動推進員設置事業費
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 発第 号で申請のあった 年
度老人クラブ等活動推進員設置事業補助金については、下記のとおり交付
します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払い方法 概算払い
- 3 交付の条件
 - (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）
する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けなければなら
ない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに知事に報告し
て指示を受けなければならない。

様式第3号

年度老人クラブ等活動推進員設置事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

名称

代表者名

年 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算書（別紙1）
- 2 老人クラブ等活動推進員設置事業実施報告
- 3 歳入歳出決算（見込）書

様式第4号

第 号
年 月 日

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会
会長 様

埼玉県知事

年度老人クラブ等活動推進員設置事業補助金の交付確定
について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度老
人クラブ等活動推進員設置事業補助金については、 年 月 日付け
発第 号による実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

交付確定額 金 円